

電子入札システムによる入札における注意事項

本件は、電子入札システムにより入札を執行します。

このため、入札にあたっては、事前に電子入札システムに利用者登録を行う必要があります。

なお、本資料は一般的な内容をお知らせするものであり、入札案件ごとに別途定めている事項がある場合には、それによるものとしますので、入札公告や入札通知等についても併せてご確認ください。

電子入札システムを利用するために用いる電子入札補助アプリについて、令和5年12月28日に「電子入札補助アプリ V1.4」が配信されましたので、ダウンロードのうえバージョンアップを実施してください。

下記盛岡市ホームページに、最新のインストーラー及び手順書を掲載しております。

1 利用者登録の手順

盛岡市公式ホームページで御案内しておりますので、ご確認ください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008511/index.html> 【(物品の買入れ等) 電子入札導入・運用マニュアル等】

2 紙入札の場合【例外的な取扱い】

本件については電子入札システムにより執行するため、一時的な機器の故障や回線障害等を除き、原則として紙による入札を認めていません。恒常的な紙による入札は認められませんので、ご注意ください。

(1) 紙による入札に係る事前手続き

一時的な機器の故障や回線障害の場合で、紙入札を希望する場合は、指定された日時までに紙入札参加承諾願の提出が必要となります。(急な機器故障等の場合は契約検査課に連絡願います)。様式は盛岡市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 紙による入札に係る入札手続き

紙入札を行う場合には、上記の手続きを経た上で、入札日時として指定

した日時に入札書を封書にして契約検査課に持参してください。

なお、入札書の様式及び封書の作成方法は、盛岡市ホームページで御案内しておりますので、ご確認ください。

また、入札書の指定様式は下記に掲載しておりますので、指定された様式をダウンロードしてご利用ください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/yoshiki/1024766.html>